

■市民税・府民税の税率及び控除等一覧表

◎ 税率

・均等割

市民税 3,000円 府民税 1,300円

・森林環境税(国税) 1,000円

大阪府では、新たな森林保全対策を、緊急かつ集中的に実施するため、平成28年度から令和元年度までの4年間、個人市民税の均等割額に300円が加算されていました。

昨今の山地災害等の発生や災害並みの猛暑の状況に鑑み、森林及び都市の緑の有する公的機能を維持増進するための災害の防止及び暑熱環境の改善に係る施策に必要な財源を確保するため、課税期間が令和9年度まで延長されました。

・所得割(総合課税分)

市民税 6% 府民税 4%

◎ 所得控除

雑損控除	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)		

社会保険料控除等		支 払 金 額	
		支 払 金 額	控 除 額
新 生 契 約	12,000円以下のとき	全 额	
新 生 契 約	12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	
新 生 契 約	32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	
命 保 保 険 料 控 除	56,000円超のとき	28,000円	
命 保 保 険 料 控 除	15,000円以下のとき	全 额	
命 保 保 険 料 控 除	15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円	
命 保 保 険 料 控 除	40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円	
命 保 保 険 料 控 除	70,000円超のとき	35,000円	
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約をそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)			
支 払 金 額		控 除 額	
地 震 保 険 料 控 除	50,000円以下のとき	支払金額の1/2	
	50,000円超のとき	25,000円	
旧長期契約	5,000円以下のとき	全 额	
	5,000円超	支払金額の1/2+2,500円	
勤 劳 学 生 控 除	15,000円以下のとき	25,000円	
	15,000円超のとき	10,000円	
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	扶養控除	一般	33万円
配偶者	33万円	22万円	11万円		老人	38万円
配偶者	38万円	26万円	13万円	特定	45万円	
配偶者	45万円			同居老親等		
所得金額		控除額				
58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	所得金額	控除額	
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	特定期族	58万円超 95万円以下	45万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	特別	100万円超 105万円以	41万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	別種族	105万円超 110万円以	31万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	特別	115万円超 120万円以	21万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	控除	120万円超 125万円以	11万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		125万円超 130万円以	6万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		130万円超 133万円以	3万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円			

基 础 控 除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
⑤ 税額控除(調整控除)				
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額合計課税所得金額が200万円以下の者				
次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額				
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額				
②合計課税所得金額合計課税所得金額が200万円超の者				
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額				
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額				
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額				
控除の種類		金 額	控除の種類	金 額
基 础 控 除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下 1,000万円以下
障 害 者 控 除	1万円	普通	5万円	4万円 2万円
	10万円	特別	22万円	10万円 6万円 3万円
寡 婦 控 除	1万円	扶養	1万円	5万円 老人 10万円
		控除		
ひとり親 控 除	1万円	父	18万円	18万円 同居老親等
	5万円	母		13万円
勤 劳 学 生 控 除		1万円		

◎ 税額控除(配当控除)

種 類	1,000万円以下 の部分		1,000万円 超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎ 税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市 民 税 3 / 5 府 民 税 2 / 5

◎ 税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割	3 / 5	2 / 5

◎ 税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、府民税は4%に相当する金額

1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

2 住所地の大蔵省共同募金会又は日本赤十字社大阪府支部に対する寄附金

3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府又は藤井寺市の条例で定めるもの

4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府又は藤井寺市の条例で定めるもの

ただし、1のうち特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、府民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合	
0円以上	195万円以下	84.895%
195万円超	330万円以下	79.79%
330万円超	695万円以下	69.58%
695万円超	900万円以下	66.517%
900万円超	1,800万円以下	56.307%
1,800万円超	4,000万円以下	49.16%
4,000万円超		44.055%
0円未満		90%
(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)		
0円未満		地方税法に定める割合
(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)		

◎ 分離課税所得の税率

分離課税所得金額	市民税	府民税
一般的な長期譲渡所得	3%	2%
優良住宅地等の長期譲渡所得		
2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
2,000万円超の部分	3%	2%
居住用財産の長期譲渡所得		
6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
6,000万円超の部分	3%	2%
短期譲渡所得		
(国等に対する譲渡の場合)	5.4%	3.6%
株式等に係る譲渡所得等		
	3%	2%
先物取引に係る雑所得等	3%	2%

【非課税】(藤井寺市)

- ① 障害者、未成年者、寡婦で、合計所得金額が135万円以下の場合、均等割・所得割とも非課税となります。
- ② 合計所得金額が(本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数)×35万円+31万円以下(本人のみの場合は45万円以下)の場合、均等割が非課税
- ③ 総所得金額等の合計額が(本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数)×35万円+42万円以下(本人のみの場合は45万円以下)の場合、所得割が非課税